

## 別冊（参考資料）

- ・ 議題4 . . . . p 1 ~ 8
- ・ 議題5 . . . . p 9

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第62号

佐賀県有明海区における第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和5年8月17日

佐賀県有明海区漁業調整委員会  
会長 西久保 敏

- 1 第1種区画漁業権漁業に基づく、のり養殖施設の周囲50メートル以内の区域には、当該漁業権の行使者以外は立入ってはならない。  
ただし、第1種及び第3種区画漁業権（貝類養殖業）漁場内において、当該漁業権者が漁業権に基づき操業する場合、並びに佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- 2 共同漁業権漁業に基づく採貝業及びその他の各種漁業は、第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場及び当該漁場周辺に設けられた180メートル、90メートル（100間、50間）の大船通し、大潮通しの区域内においては、のり養殖業の操業期間中は操業してはならない。  
ただし、第1種及び第3種区画漁業権（貝類養殖業）漁場内において、当該漁業権の行使者が漁業権に基づき操業する場合、並びに佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- 3 第1種区画漁業権漁業の、のり養殖施設内に入入りする漁船は、佐賀県有明海区漁業調整委員会が交付する標識旗を掲げなければならない。
- 4 指示の期間は、令和5年9月1日から令和10年8月31日までとする。

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第63号

佐賀県有明海区における共同漁業権有共第1号第2種共同漁業の竹羽瀬漁業の保護のため、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会長が認めた場合は、この限りでない。

令和5年8月17日

佐賀県有明海区漁業調整委員会  
会長 西久保 敏

令和5年9月1日から令和10年8月31日までの間、竹羽瀬両こうで先を70メートルに延長した点を結ぶ線以内と、こうでと袋網の後面10メートル以内の区域。

上記保護区域内では当該漁業に著しく支障をおよぼす漁業を営み、当該漁業の魚道を遮断し、又は、魚群を逸散させる行為をしてはならない。

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第64号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により佐賀県有明海区におけるムツゴロウ及びシオマネキの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

令和5年8月17日

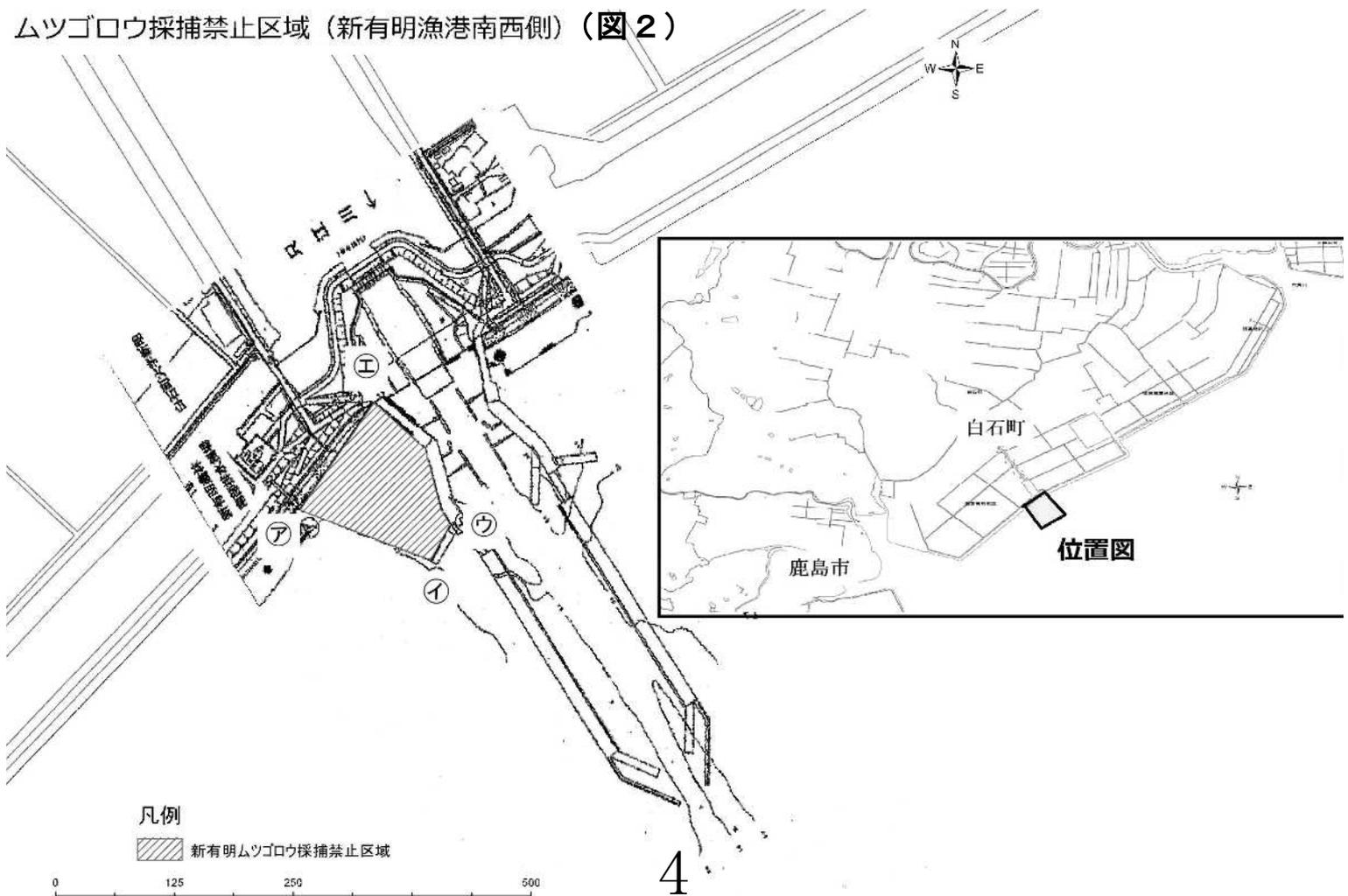
佐賀県有明海区漁業調整委員会  
会長 西久保 敏

- 1 全長10センチメートル以下のムツゴロウは、採捕してはならない。
- 2 5月1日から5月31日までの間、ムツゴロウを採捕してはならない。
- 3 次の区域内においては、ムツゴロウ及びシオマネキを採捕してはならない。  
六角川のうち、次の直線A及びBによって囲まれた区域（別図1）  
直線A 杵島郡白石町有明干拓福富地区林源林太郎捌排水樋管下流端と小城市芦刈町道免1371番地41地先住ノ江港第4号灯標を通る直線  
直線B 佐賀県小城市芦刈町と同杵島郡白石町にかかる住ノ江橋下流端
- 4 次の区域内においては、ムツゴロウを採捕してはならない。  
ア、イ、ウの各点を順に結んだ直線とウから只江川右岸側棧橋の西側縁辺に沿って点エに至る線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（別図2）  
点ア 只江川河口南西側に位置する排水機場（杵島郡白石町新有明農林南部排水機場）から有明海側に突出したコンクリート舗装排水路の先端南西端  
点イ 只江川河口右岸側棧橋（杵島郡白石町新有明漁港一号物揚棧橋）の南西側に取り付けた斜路の先端部北西端  
点ウ 点イの斜路の棧橋への取付基部北西端  
点エ 只江川河口右岸側棧橋の国営有明干拓堤防への取付基部西端
- 5 指示の期間は、令和5年9月1日から令和10年8月31日までとする。

六角川河口域におけるムツゴロウ及びシオマネキ採捕禁止区域(図1)



ムツゴロウ採捕禁止区域(新有明漁港南西側)(図2)



◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第65号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により佐賀県有明海区におけるタイラギの採捕について、次のとおり指示する。ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

令和6年3月27日

佐賀県有明海区漁業調整委員会  
会長 西久保 敏

1 次の区域内においては、タイラギの採捕を禁止する。

ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコの各点を順に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（別図のとおり）

点ア 福岡県柳川市七ツ家の南西角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱と佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱とを結んだ直線上の中央点  
（世界測地系）

点イ 北緯 33 度 4 分 17 秒 東経 130 度 18 分 14 秒

点ウ 北緯 33 度 4 分 23 秒 東経 130 度 17 分 45 秒

点エ 北緯 33 度 6 分 39 秒 東経 130 度 15 分 26 秒

点オ 北緯 33 度 5 分 44 秒 東経 130 度 12 分 54 秒

点カ 北緯 33 度 4 分 36 秒 東経 130 度 11 分 49 秒

点キ 北緯 33 度 3 分 18 秒 東経 130 度 11 分 25 秒

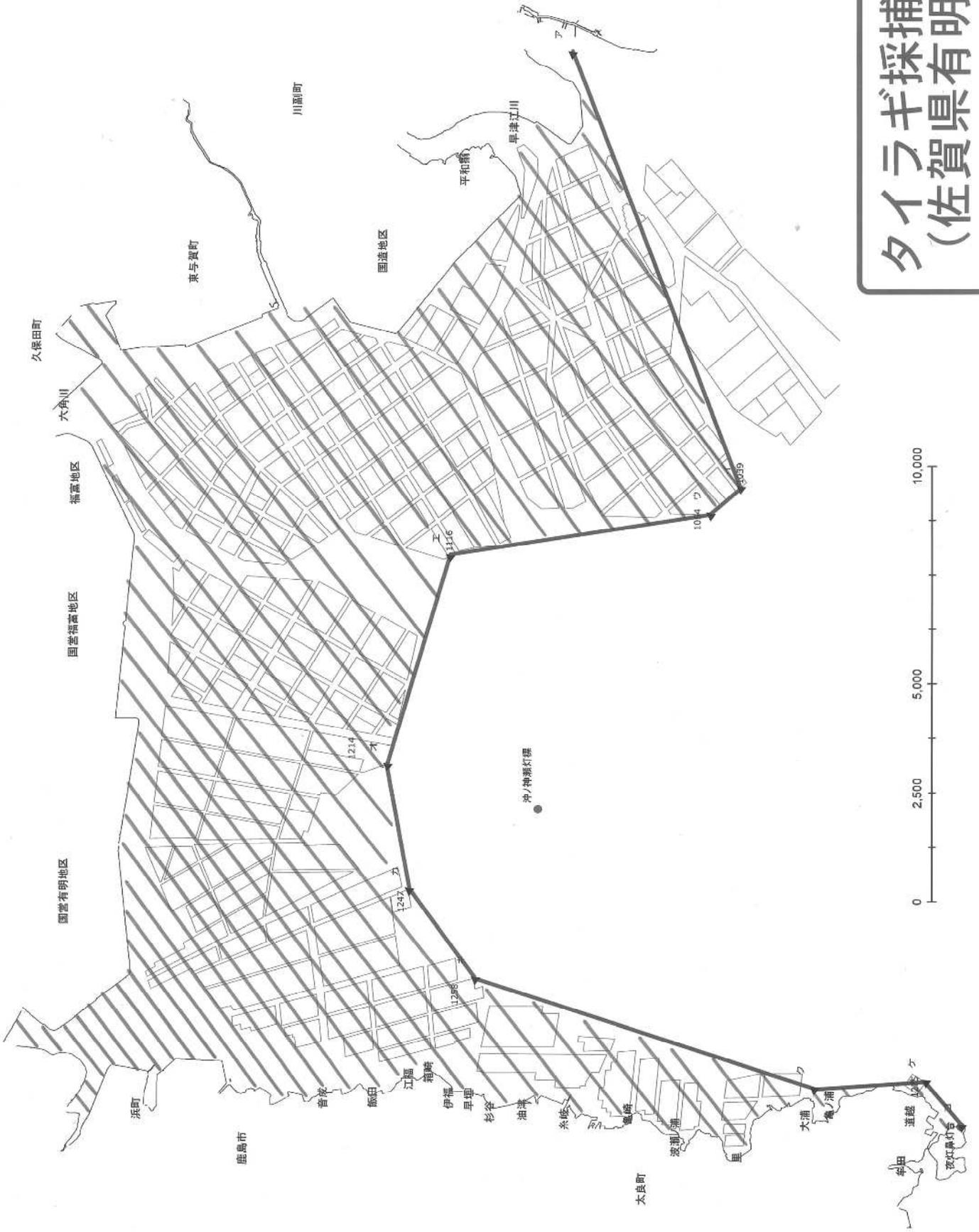
点ク 亀瀬灯標

点ケ 北緯 32 度 58 分 05 秒 東経 130 度 13 分 40 秒

点コ 夜灯鼻灯台

2 指示の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

# タイラギ採捕禁止区域 (佐賀県有明海干潟域)



◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第66号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、佐賀県有明海区におけるアゲマキの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

令和6年5月29日

佐賀県有明海区漁業調整委員会  
会長 西久保 敏

- 1 アゲマキの採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和6年6月1日から令和7年5月31日までとする。

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第67号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、佐賀県有明海区におけるウミタケの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会がウミタケ資源の保護に支障がないとして特に認めた場合は、この限りでない。

令和6年5月29日

佐賀県有明海区漁業調整委員会  
会長 西久保 敏

- 1 ウミタケの採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和6年6月1日から令和7年5月31日までとする。

有明海(操業区域に農区を含む)における知事許可漁業の許可状況  
(基準日:令和6年1月1日)

福岡県

漁業種類		許可件数	許可の有効期限
えび2そうびき網漁業		0	—
あんこう網漁業		0	—
潜水器漁業		0	—
げんしき網漁業		15	令和10年6月30日
固定式刺し網漁業		354	令和10年6月30日
空つりなわ漁業		2	令和10年6月30日
刺し網漁業	すずき流し刺し網漁業	26	令和10年6月30日
	えび三重流し刺し網漁業	50	令和10年6月30日
	雑魚一重流し刺し網漁業	46	令和10年6月30日
	さわら一重流し刺し網漁業	0	—